

評価及び履修の認定

学則

(授業科目の評価)

第9条 学習の評価は授業科目ごとに行う。

- 2 評価は優、良、可、不可の4段階で行い、可以上を合格とする。
- 3 試験を受験できなかった者は、所定の手続きを経て1回に限り追試験を受けることができる。
- 4 試験の結果が不合格の者は、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。

(単位の認定)

第10条 学生が授業科目を履修し、その授業科目の評価において合格した場合は単位を認定する。

- 2 単位修得の認定は、学校管理者会議の議を経て学校長が行う。

細則

(評価の基準)

第4条 評価は、各担当講師が試験の成績等を考慮して決定する。

- 2 評価は以下とする。

	評価	点数
合格	優	100点～80点
	良	79点～70点
	可	69点～60点
不合格	不可	59点以下